

公 示 日 : 2025 年 6 月 11 日 (水)

調達管理番号 : 25a00216

国 名 : ソロモン

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : ソロモン国食糧の安定的増産を実現する包括的サツマイモ種苗管理システムの実装 (SATREPS) 詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 8 月上旬から 2025 年 12 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.40
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
7 日 21 日 7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 6 月 25 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査（SATREPS 案件の各種評価調査の実績を高く評価する）
対象国及び類似地域	ソロモン及び太平洋島嶼国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

サツマイモは世界の主要食用作物の生産量で上位に位置し、主食とされるイモ類としてはジャガイモとキャッサバに次ぐ。サツマイモの優れた栄養価や多様な気候条件への適応性に加えて、家畜飼料、あるいはでん粉やアルコールなどへの加工利用も可能な多用途性から、近年世界的に作物としての重要度が上がっている。

太平洋島嶼国においてもサツマイモは主要な食料である。ソロモン諸島（以下、「ソロモン」という）では、サツマイモの個人の年間消費量が約 150.9kg(2022 年)と世界上位であり（FAOSTAT, 2024）、人口増加に対応するための食料確保の観点からサツマイモの増産が喫緊の課題とされている。しかしながら、ソロモンではサツマイモの生産体制が近代化されておらず、特にウイルスなどの病原体に汚染された苗の使用による収量低下が大きな問題となっている。

問題の解決策として、組織培養により健全苗を生産し、農家に配布することが重要であるが、現在ソロモンにはそのような設備はないことに加え、農業畜産省 (MAL Research Department) の職員の能力・経験不足なども影響し、健全性が証明されていない苗の使用を余儀なくされている。こうした問題は遺伝資源の保護にも影響を与え、貴重なサツマイモの品種が認識されずに失われる可能性が高い。

これらの背景の下、この問題の解決に向けてサツマイモ種苗の検査・健全化による正常なサツマイモ生産体制を構築し、食料供給の脆弱性を克服することを目的に、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）としてソロモン政府から本事業の要請があった。本プロジェクトは、本邦研究代表機関である東京大学を中心に、ソロモンの MAL Research Department などとの協力の下実施されるものであり、種苗の健全化技術、診断技術、栽培の管理技術といった技術開発に

加え、遺伝資源の保全体制を包括的種苗管理システムとして構築して現地に実装・普及することにより、ソロモンの食料安全保障に貢献することを目指す。

本詳細計画策定調査は、先方実施機関や関係機関等との協議を通じてプロジェクトの協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、ソロモン側関係者とプロジェクトの内容を確認・協議し、協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）で合意するとともに、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析した上で、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS の仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本側研究者や他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 8 月上旬～2025 年 10 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② JICA 気候変動対策支援ツールを用いた事業効果の把握のための準備を行う。
- ③ 本邦研究代表機関や関係者等から、E メールやオンライン会議等を通して情報収集を行う。
- ④ 上記①②③を踏まえて、調査項目（案）を作成し、JICA と内容の確認を行う。
- ⑤ ソロモン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。質問票（案）は現地業務期間開始前に JICA を通じて先方政府関係機関等に配付する。
- ⑥ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。その他、現地協議用資料等の作成に協力

する。

- ⑦ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025年10月下旬～2025年11月中旬)

- ① JICAソロモン支所等との打合せに参加する。
- ② ソロモン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。必要に応じて、PDMやPOIに関する説明をソロモン側関係機関に対して行う。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - (e) SATREPSプロジェクトの社会実装を行う上で果たしうる役割
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - オ) JICA気候変動対策支援ツールに必要な情報
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

応じて内容の説明、補足を行う。

- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAソロモン支所等に報告する。

(3) 整理業務（2025 年 11 月中旬～2025 年 12 月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025 年 12 月 12 日（金）までに提出。

次の①～④、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 議事録（担当分）（和文）
- ④ PDM・P0（案）（英文・和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
↓

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年10月26日～11月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 研究総括（東京大学）

エ) 研究企画・研究調整（国立研究開発法人科学技術振興機構）

オ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ソロモン支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 現地携帯貸与あり（ただし台数に制限有）

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA が必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

- ① 本契約に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
・ソロモン国食糧の安定的増産を実現する包括的サツマイモ種苗管理システムの実装 要請書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ソロモン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

[海外渡航管理システム\(トコカン\)の導入について](#) | [JICAについて](#) - JICA

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協

議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上